

令和4年（行ウ）第3号 公文書一部不開示決定取消等請求事件

原 告 ニライ・カナイぬ会

被 告 沖縄県

第 5 準 備 書 面

2023（令和5）年 5月 31日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

三 宅 俊 司

同

三 宅 千 晶

第1 はじめに

本件は、沖縄県教育委員会（処分行政庁）が原告に対してした、①本件移管台帳、②本件当初予算等説明書及び③本件当初歳出予算見積書の各一部不開示決定の取消しと開示の義務付けを求めるとともに、各処分について、国家賠償法1条1項に基づき110万円の支払いを求めるものである。

原告は、本件各文書についての取消し及び義務付けの訴えが認容されなければならないこと等について、訴状、原告第1準備書面ないし第4準備書面において詳論したが、以下あらためて、本件各文書についての取消し及び義務付けの訴えが認容されなければならないことについて、原告の主張及び被告の主張を整理する。

第2 本件移管台帳に係る開示請求及び不開示決定

原告は、沖縄県教育委員会に対し、下記のとおり文書を特定してその開示を請求した（甲4）。

記

- ・ 沖縄人骨の確認・移管検収書
- ・ 添付1移管台帳

沖縄県教育委員会は、令和3年11月2日付で、原告に対し、下記の通り、一部不開示処分を行なった（甲5）。

記

公文書の表示	不開示部分	不開示理由
沖縄人骨確認・ 移管検収書		沖縄県情報公開条例第7条第2号 及び第7号に該当 1) 個人に関する情報のため開示 しない。 2) 県が実施する調査研究の適正 な遂行に支障を及ぼす恐れが あるため開示しない。
添付1移管台帳	沖縄人骨の確認・移管検 収書及び添付1移管台帳 のうち個人に関する情報 と移管台帳	

第3 本件移管台帳の不開示処分に関する被告の主張に理由がないこと

1 不開示理由の提示には、理由提示義務違反の違法があること

沖縄県教育委員会は、不開示処分の理由提示について、上記の表のうち、「不開示理由」欄記載の理由を付記したのみであった（甲5）。

しかしながら、原告訴状・13頁及び14頁において述べた通り、かかる記載から、これに接した開示請求者において、適用される本件条例の規定（沖縄県情報公開条例第7条7号のアないしオのいずれに該当するか）及び当該規定を適用する根拠ならびに各不開示部分と本件条例の適用関係について理解することは

できない。

また、被告主張書面及び令和4年10月26日付「公文書部分開示決定通知書」によても、被告が主張する事実関係から、いかなる論理則で調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれないし適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるのかを理解することは、極めて困難である。

したがって、本件移管台帳の不開示処分は、理由提示の要請に応えておらず、本件条例14条1項に反し違法である。

2 本件移管台帳の不開示部分が沖縄県情報公開条例第7条7号に該当するとの被告の主張には理由がないこと

(1) 原告は、本件移管台帳の不開示部分（本件処分(1)）に関する被告の主張について、原告第2準備書面・4頁及び5頁に整理した。

しかしながらその後、沖縄県教育委員会より令和4年10月26日付「公文書部分開示決定通知書」が交付され、さらに被告の主張にも変遷が見られるため、以下改めて被告の主張と、それに対する原告の反論を整理する。

(2) 主張立証責任は被告が負うこと及びその程度

前提として、不開示処分の妥当性について主張立証責任を負うのが被告であること、「おそれ」の程度については、抽象的な不利益のおそれがあるというだけでは足りず、不開示処分の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ実質的・具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠を主張・立証する必要があることは、原告第1準備書面・7頁ないし9頁において述べたとおりである。

(3) 被告の主張の整理

そして、そもそも、被告が主張する本件処分(1)の理由は、別表記載のとおり整理されるところ、従前の主張からは変遷も見られるなど、結局のところ被告の主張を全体として見たときには、一体いかなる理由で本件処分(1)を行ったのかは不明確である。

そうである以上、被告は、本件処分(1)の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ実質的・具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠を主張・立証できていないものとして、本件処分(1)は少なくとも取り消されるべきである。

(4) 原告代表者らが裁判を起こす可能性は不開示の根拠にはならないこと

ア 被告は、答弁書・6頁及び被告準備書面(2)・2頁及び3頁において、本件不開示部分(1)を開示すると、原告から本件移管台帳に記載された本件琉球人遺骨の返還訴訟を提起され、処分行政庁がその対応をする必要が生じるところ、訴訟に対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるので、調査研究に専念できないばかりか、調査研究そのものが萎縮してしまうため、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると主張していた。

イ しかしながら、被告は、被告準備書面(5)・1頁及び2頁において、「処分庁が本件処分(1)を行ったことによって、訴訟物を特定できなくなったということはないため、原告の共同代表者らが訴訟を提起できなくなるということもない」と述べている。

すなわち被告は、本件不開示部分(1)を開示したからといって、それが故に原告が訴訟を提起し、よって県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生ずるのではないこと、言い換えると、本件不開示部分

(1)の開示と原告の代表者らが訴訟を提起することには因果関係がないことを認めたのである。

したがって、被告が主張する「本件不開示部分(1)を開示することにより、原告から本件移管台帳に記載された本件琉球人遺骨の返還訴訟を提起され、処分行政庁がその対応をする必要が生じ、よって調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」なるものは、告は原告第2準備書面・14頁ないし17頁で詳述している通り、本件処分(1)を開示することによって生じるものではないから、かかる被告の主張は、本件処分(1)の根拠にはならない。

ウ そして、原告第2準備書面・6頁ないし8頁において述べたとおり、原告の裁判を受ける権利を侵害する目的でなされた本件処分(1)は、憲法32条の趣旨に反するものである上、沖縄県教育委員会の沖縄県情報公開条例の要件該当性判断に係る裁量を著しく濫用するものであるから、違法である。

エ また、原告による訴訟提起に関し、被告からは、「訴訟に対応する職員と調査研究を行う職員が同一」である以上の事実関係は主張されていない。

例えば、本件琉球人遺骨の調査研究を行う職員の人数や、職員の勤務状況（どのような調査にどの程度の時間を割いているのか等）、訴訟が提起された場合に対応することになる職員の人数、訴訟が提起された場合に対応に要する時間の見通し等はいずれも不明である。原告第2準備書面・8頁においても述べたとおり、本件訴訟に対する沖縄県教育委員会の態度を見るに、原告の訴訟提起によって、沖縄県教育委員会の職員において、沖縄県教育委員会が行う調査研究に支障を及ぼすこと程の対応が必要になることはおよそ考えられない。

このように、被告は、原告の訴訟提起によって調査研究に関する事務の

公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがあるというものの、その事実関係については何ら具体的な主張はされていない。

オ したがって、原告代表者らが裁判を起こすことにより「おそれ」が生じるとの被告の主張はもはや維持されることはおらず、仮に維持されているとしても、かかる主張自体が違憲・違法である上、抽象的な可能性を言うに過ぎないものであるから、そもそもそのような「おそれ」はない。

そもそも、原告共同代表者らが訴訟をすることは、憲法を根拠とする正当な行為であるから、処分行政庁の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を「不當に」阻害するおそれは生じ得ない。

いずれにせよ、原告共同代表者らが裁判を起こすことによる「おそれ」を理由とした本件処分(1)が認められる余地はない。

(5) 要望が増加する可能性は不開示の根拠にはならないこと

ア 被告は、答弁書・6頁、被告準備書面(2)・3頁及び4頁、被告準備書面(5)・2頁及び3頁において、原告及び本件移管台帳に記載の収集場所に利害関係を有する者達からの要望が増え、沖縄県教育委員会職員がその対応をすることになるところ、要望に対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるので、調査研究に専念できないばかりか、調査研究そのものが萎縮してしまうため、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがあると主張する。

イ しかしながら、原告第2準備書面・9頁ないし10頁において述べたとおり、本件琉球人遺骨に利害関係を有する者らの要望を抑制する目的でなされた本件処分(1)は、憲法16条に反するものである上、沖縄県教育委員会の沖縄県情報公開条例の要件該当性判断に係る裁量を著しく濫用するものであるから、違法である。

ウ また、原告第2準備書面・14頁ないし17頁において述べたように、本件琉球人遺骨に関する要望は、本件不開示部分(1)の開示があつて初めて行われるものではない。

エ そして、本件移管台帳には、「頭蓋骨標示」（甲25）として、本件琉球人遺骨の「収集場所」が記載されている（甲15・156頁）のであるが、本件移管台帳の黒塗り部分を見るに、具体的な住所や墓の名前までもが具体的かつ詳細に記載されている様子はなく（甲25）、被告も、答弁書・5頁において「採集場所とされる地名等が記されているに過ぎない」と述べる。被告からは、それ以上に、本件不開示部分(1)の開示によって「本件琉球人遺骨に利害関係を有する者」が明らかになる程度に詳細な情報が記載されているという主張もない。

そうすると、本件不開示部分(1)を開示したことによって、被告のいう「本件琉球人遺骨に利害関係を有する者」なるものが明らかとなり、よってこれらの者から要望が出る可能性は、抽象的なものに過ぎないと言わざるを得ない。

そもそも、原告、原告共同代表者ら及び本件琉球人遺骨の利害関係者が要望を述べることは、憲法を根拠とする正当な行為であるから、処分行政庁の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を「不当に」阻害するおそれは生じ得ない。

エ さらに、原告第2準備書面・11頁において述べたように、被告は、自ら本件条例を制定して負うとした公文書開示義務を履行すべく体制を整えるべきであつて、公文書開示請求に対応する職員と調査研究を行う職員が同一であるとの事情を、本件不開示処分(1)の適法性の根拠とすることは許されない。

オ 以上のように、被告のいう「要望が増加する可能性」による「おそれ」

を理由とした本件処分(1)が認められる余地はない。なお、原告第2準備書面・11頁ないし13頁において述べたとおり、宗教行為の前提となる情報を、それとわかつて不開示とすることは、原告らが有する宗教行為の自由を不当に侵害ないし制約するものであって、憲法20条1項前段に反するものである。

(6) 本件移管台帳の調査が未了であることは不開示の根拠にはならないこと

ア 被告は、被告準備書面(2)・9頁において、本件移管台帳記載の収集場所は、国立台湾大学医学院からの移管に際して、本件琉球人遺骨の特定のために記載されたものであるとした上で、被告にとっては、本件移管台帳記載の収集場所は未確定な情報であるところ、これを現時点で開示すると、当該情報に接した県民は、当該情報が真実であると認識するから、沖縄県教育委員会が調査研究をした結果、当該情報が誤っていたと判明した場合には、県民に混乱を招き、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると主張する。

また、沖縄県教育委員会は、同種の理由として、令和4年10月26日付「公文書部分開示決定通知書」において、「採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。」と述べるほか、被告準備書面(5)・2頁では、「処分庁において現時点で不確かな情報を提供することで、調査研究に費やす時間が削られること等を防止しようとしているのである」と述べる。

イ しかしながら、まず、原告第2準備書面・18頁及び19頁において述べたとおり、本件移管台帳記載の収集場所は、国立台湾大学医学院が把握している情報を記載したものであるから、その意味において当該情報は真

実であるし、確定した情報である。よって、県民が当該情報を真実または確定した情報であると認識することについて、何ら問題はない。

また、原告第2準備書面・23頁及び26頁において述べたように、沖縄県教育委員会において、本件移管台帳記載の収集場所は、国立台湾大学医学院が把握している情報を記載したものであることを説明することにより、沖縄県教育委員会が調査研究をした結果と国立台湾大学医学院が把握している情報（＝本件移管台帳記載の情報）に齟齬が存在していたとしても、県民の混乱を防ぐことはできる。なお、どのような混乱が生じうるかについては何ら具体的な主張がなされていない以上、被告の主張は抽象的な可能性を言うものに過ぎないというべきである。

ウ さらに、被告は、被告準備書面(5)・4頁において、「処分庁による調査結果と移管台帳記載の情報が異なる可能性はある。一方で、調査の結果、同じになる可能性もある。」と述べている。かかる主張からすれば、沖縄県教育委員会が調査研究をした結果と本件移管台帳記載の情報に齟齬が生じる可能性すらも、抽象的なものに過ぎないことは明らかである。

結局のところ、被告の主張は、以下のように抽象的な可能性を積み重ねたものでしかない。このような抽象的な可能性をいくら積み重ねたとしても、それによって不開示処分の公正妥当を担保するに足る、客観的かつ実質的・具体的な侵害の危険が現実にあるとの合理的な根拠とはなり得ない。

- ・ 県民が、本件移管台帳に記載された情報が真実であると信じるかもしれない（抽象的な可能性）
- ・ 沖縄県教育委員会が調査研究をした結果と本件移管台帳記載の情報との間に齟齬が生じる可能性もあるかもしれない（抽象的な可能性）
- ・ 齒齬が生じた場合に県民が混乱するかもしれない（抽象的な可能性）

なお、繰り返しになるが、本件移管台帳に記載された内容は、国立台湾大学医学院が把握している内容を記載したものという意味では真実であるから、県民がそれを「真実だ」と信じることについて何ら問題はない。

エ そして、被告の主張を前提にしても、「おそれ」が生じる可能性は単なる抽象的な可能性にすぎないことについては、原告第2準備書面・19頁及び20頁で述べているが、「当該情報が真実であると認識」した県民が、万が一、沖縄県教育委員会が調査研究をした結果と国立台湾大学医学院が把握している情報（=本件移管台帳記載の情報）に齟齬が存在していたために混乱したとしても、その時点においては「沖縄県教育委員会が調査研究をした結果」は既に公表されているはずである。

すなわち、「公正かつ能率的な遂行」を行うべき本件移管台帳に関する調査研究なるものは、被告のいう「県民の混乱」が生じうる時点においてはすでに終了している。「県民の混乱」が生じうる時点においては、もはや適切に遂行すべき調査研究など存在しないのであるから被告の主張する「おそれ」は生じようがないのである。

オ 以上のように、本件移管台帳の調査が未了であることによる「おそれ」を理由とした本件処分(1)が認められる余地はない。

(7) 県民に説明を求められても対応することができないことは、不開示の根拠とはならないこと

ア 被告は、被告準備書面(3)・2頁において、沖縄県教育委員会は、本件移管台帳記載の収集場所についての根拠資料を有していないため、県民から説明を求められても対応することはできないから、処分行政庁が調査研究をした結果の修正も困難が伴う為、その後の研究にも支障をきたすと主張する。

イ しかしながら、原告第2準備書面・17頁で述べたように、資料がないから説明を求められても対応することができないというのは、本件条例の趣旨目的に照らして、到底理由にはなり得ない。

また、県民からの説明対応することはできないから、処分行政庁が調査研究をした結果の修正も困難が伴う為、その後の研究にも支障をきたすという被告の主張は、およそ理解不可能である。

ウ したがって、県民に説明を求められても、これに対応することはできないことによる「おそれ」なるものを理由とした本件処分(1)が認められる余地はない。

第4 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書に係る開示請求及び不開示決定

原告は、本件情報公開請求において、下記のとおり文書を特定してその開示を請求した（甲6）。

記

- 2021年（令和3年）度当初予算・事業別細事業別概要説明書
※細事業 埋蔵文化財関連事業（E 経費）
- 2021年（令和3年）度当初歳出予算事業別概算見積書
7 県内文化財活用
7 埋蔵文化財関連事業
9 全史協等大会参加事業

沖縄県教育委員会は、令和3年11月4日付で、原告に対し、下記の通り、一部不開示処分を行なった（甲7）。

記

公文書の表示	不開示部分	不開示理由
令和3年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書		
令和3年度歳出予算事業別概算見積書		沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当
埋蔵文化財保護対策九州地区協議会関係資料	左の文書のうち、個人及び調査研究に関する情報	1) 個人に関する情報のため開示しない。 2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。
記念物保護行政担当者会議関係資料		
全国史跡整備市町村協議会大会家系資料		
埋蔵文化財・史跡担当者会議関係資料		

第5 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書の不開示処分に関する被告の主張には理由がないこと

1 不開示理由の提示には、理由提示義務違反の違法があること

沖縄県教育委員会は、不開示処分の理由提示について、上記の表のうち、「不開示理由」欄記載の理由を付記したのみであった（甲7）。

しかしながら、原告訴状・13頁及び14頁において述べた通り、かかる記載から、これに接した開示請求者において、どの不開示部分にどの本件条例が適用されるのかを理解することは不可能であるし、適用される本件条例の規定及び当該規定を適用する根拠を理解することもできない。

したがって、本件移管台帳の不開示処分は、理由提示の要請に応えておらず、本件条例14条1項に反し違法である。

2 本件当初予算等説明書及び本件当初歳出予算見積書の不開示部分が沖縄県情報公開条例第7条7号に該当するとの被告の主張には理由がないこと

- (1) 被告は、答弁書・6頁、7頁において、本件不開示部分(2)-1には「研究機関名等調査先」が記載されており、本件不開示部分(2)-2及び(2)-3には「都道府県名」が記載されているとして、これらの情報が明らかとなれば、原告や原告共同代表者らが調査先に対して、本件琉球人遺骨について問い合わせや意見表明等を行うおそれがあり、これを受けた資料の所有者が協力を拒むことがあれば、調査の目的を達成することができなくなると主張する。
- (2) まず、原告第1準備書面・18頁及び19頁、原告第2準備書面・27頁において述べた通り、原告や原告共同代表者らが、本件不開示部分(2)-2及び(2)-3に記載された都道府県名からインターネット等により調査先を特定することや、調査先に対して、本件琉球人遺骨について問い合わせや意見表明等を行うことはもちろん、これにより調査先が沖縄県教育委員会への協力を断ることのいずれも、単なる抽象的な可能性をいうにすぎない。
- このことは、「研究機関名等調査機関」の情報が明らかとなっている本件不開示部分(2)-1についても同様である。とりわけ、調査先が沖縄県教育委員会への協力を断ることは、単なる抽象的な可能性をいうにすぎないものである。
- (3) なお、被告は、本件不開示部分(2)-2及び(2)-3に記載された都道府県への渡航や研究機関等調査先への調査は終了しておらず、令和5年度以降での実施を計画していると述べるが、原告は本件不開示部分(2)に記載された都道府県と令和5年度以降に沖縄県教育委員会が訪れようとしている都道府県が同一であることについて資料を有しておらず、認否としては「不知」であるところ、被告から具体的な証拠は提出されていない。
- よって、被告は、負うべき立証責任を尽くしたということはできない。

第6 結語

以上の通り、本件各不開示部分についての理由提示の不備はもとより、本件各処分にかかる被告の主張にはいずれも理由がない。

よって、本件各処分は速やかに取り消した上、開示の義務付けをなすべきである。なお、沖縄県教育委員会が公益上の開示義務を負っていることについては、原告第3準備書面において述べた通りである。

以上

(別紙)

略語：定義

本件処分(1)：令和3年1月2日付でなされた、本件確認・移管検収書及び添付
1 本件移管台帳についての一部不開示決定をいう。

本件処分(2)：令和3年1月4日付でなされた、令和3年度予算に関する文書に
についての一部不開示決定をいう。

本件各処分：本件処分(1)と本件処分(2)をいう。

本件不開示部分(1)：訴状別紙不開示目録1記載の、本件確認・移管検収書及び添
付 1 本件移管台帳についての一部不開示決定によって不開示とされ
た、本件琉球人遺骨の収集場所が記載された部分。

本件不開示部分(2)-1：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度当初予算・事
業別及び細事業別概要説明書のうち、不開示とされた「研究機関等
調査先」が記載された部分。

本件不開示部分(2)-2：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業
別概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された
部分。

本件不開示部分(2)-3：訴状別紙不開示目録2記載の、令和3年度歳出予算事業
別概算見積書のうち、不開示とされた「都道府県名」が記載された
部分。

本件琉球人遺骨：国立台湾大学医学院から沖縄県に移管されたものであって、本
件移管台帳に記載されている遺骨（被告書面においては主に「人骨」
と表現されているもの）。

本件移管台帳：国立台湾大学医学院が作成した、沖縄人骨確認・移管検収書の添
付 1 移管台帳（甲8）。

京大訴訟判決：京都地裁令和4年4月21日判決・LEX/DB 25572154を

いう。

本件条例：沖縄県情報公開条例をいう。

訴外金関氏：京都帝国大学の人類学助教授であった金関丈夫（かなせきたけお）をいう。同人は、琉球人の人類学的研究のために「琉球人の人骨標本」を作成する目的で、1928年（昭和2年）から1929年（昭和3年）にかけて、沖縄県今帰仁村運天に所在する風葬墓「百按司墓」から遺骨を盗掘した。本件琉球人遺骨は、その後金関が医学部解剖学教室教授を務めた台北帝国大学（現国立台湾大学、1936年～49年まで勤務）において保管されていた遺骨である。

訴外土肥氏：琉球大学医学部元准教授であった土肥直美氏をいう。同人は、1997年、処分行政庁とともに台湾大学を訪れた後、台湾大学医学院解剖学科を中心として行われた人骨資料再生のためのプロジェクトに参加し、台湾大学医学院に保管された遺骨に関する記録の確認や台帳づくりに関与し、2000年8月の国立台湾大学医学院体质人類学研究室の開設に寄与している。その後、2005年から2007年にかけて、台湾大学医学院解剖学科体质人類学研究室の研究者や日本の研究者とともに「台湾大学医学院収集人骨の人類学的総合研究」を行っている。

令和5年度予算説明書：令和5年度当初予算・事業別及び細事業別概要説明書

以上

(別表)

番号	日付	文書名	理由
1	令和3年 11月2日	公文書部分開示 決定通知書	沖縄県情報公開条例第7条第2号及び第7号に該当 1) 個人に関する情報のため開示しない。 2) 県が実施する調査研究の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため開示しない。
2	令和4年 6月9日	答弁書・6頁	本件不開示部分(1)が開示されれば、様々な者から、様々な主張がされるおそれ がある。そうなると、その対応に追われ、調査研究に専念できないばかりか、 調査研究そのものが萎縮してしまう。
3	令和4年 9月22日	被告準備書面 (2)・2頁、3頁	原告から、本件移管台帳に記載された遺骨の返還訴訟を提起され、処分行政庁 がその対応をすることになるところ、訴訟に対応する職員と調査研究を行う職 員が同一であるので、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不当に 阻害するおそれがある
4	同上	被告準備書面 (2)・3頁、4頁	原告及び本件移管台帳に記載の収集場所に利害関係を有する者達からの要望が 増え、処分行政庁がその対応をすることになるところ、要望に対応する職員と 調査研究を行う職員が同一であるので、調査研究に関する事務の公正かつ能率 的な遂行を不当に阻害するおそれがある
5	同上	被告準備書面 (2)・9頁	本件移管台帳記載の収集場所は、国立台湾大学医学院からの移管に際して、本 件琉球人遺骨の特定のために記載されたものである。 被告はこれまで、収集場所について検証の機会はなかったのであるから、本件 移管台帳記載の収集場所は未確定な情報である。これを現時点で開示すると、

6	令和4年 10月19日	被告準備書面 (3)・2頁	当該情報に接した県民は、当該情報が真実であると認識する。そのため、処分行政庁が調査研究をした結果、当該情報が誤つていたと判明した場合には、県民に混乱を招くので、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがある。
7	同上	被告準備書面 (3)・2頁	処分行政庁は、本件移管台帳記載の収集場所についての根拠資料を有していないため、県民から説明を求められても対応することはできないから、処分行政庁が調査研究をした結果の修正も困難が伴う為、その後の研究にも支障をきたす。
8	令和4年 10月26日	公文書部分開示 決定通知書	採集地と思われる地名等が含まれるが、事実関係の確認が不十分であり、現時点での公開は確定した情報との誤解を招く恐れが高い。そのため、条例第7条第7号に基づき不開示とした。
9	令和5年 3月22日	被告準備書面 (5)・1頁・2頁	処分庁が本件処分[1]を行ったことによって、訴訟物を特定できなくなったということはないため、原告の共同代表者らが訴訟を提起できなくなるということもない
10	同上	被告準備書面 (5)・2頁	処分庁において現時点で不確かな情報を提供することで、調査研究に費やす時間が削られるること等を防止しようとしているのである。
11	同上	被告準備書面 (5)・2頁、3頁	・被告の主張は、要望等の増加を誘発しないためという限りのもの。 ・あくまで誘発しないようにというものであり、適法な訴訟提起や要望等を阻害提起や要望等を阻害することを目的としていない。
12	同上	被告・準備書面 (5)・4頁～5頁	処分庁は、従前主張してきた対応等が増えることで、調査研究に関する事務の公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがあるため、不開示とした。 妨害する目的はないが、調査が終わるまで、問い合わせ等に対応する事務が増加する事態は避けたいというものである。